

自由金利型定期預金規定（大口定期）

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は各種定期預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 預金の支払時期

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法で次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を各種定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第11条第3項または第11条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と第2号の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式に

より計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 — 約定利率×30%

C 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 — 約定利率×30%

B 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上